

四		三		二		一		条件	平省	○	
發行方	用等法の適	振替法の	の法律項及	の發行及	名稱及	成二十	等次五	成二十	等次五	國債發行	
法	等	替	條	律	行	稱	二	十	三	三十	省告示
			項	及	之	根記	五	年	年	年	第
			及	之	根記	及	年	一	一	一	等

六

イ
イ
發

入価 入価・別債行争非者特国札非
 札格行札格第参市及入価・別債発競
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市行争
 行争額行争非者特国発競I加場入

団財
 る政
 た運
 め営
 のに
 公必
 債要
 のな
 発財
 行源
 のの
 特確
 例保
 にを

ハ 口 イ

五

方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

込募各割各当も各
 み限國り申ての申
 の度債當込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るの その
 額範特。応のう
 を囲別募 応ち
 割内參額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のより割高
 申応りりい

争市る参てしび価一を場で
 入場も加、た価格國定特あ
 札特の者財後格競債め別つ
 発別にご務に競争市る参て
 行参よと大行争入場も加、
 一加るに臣わ入札特の者財
 と者発応がれ札發別にご務
 い・行募各の行参よと大
 う第へ限國入募一加るに臣
 。II以度債入と者発応が
 非下額市札のい・行募各
 價一を場で決う第へ限國
 格國定特あ定一I以度債
 競債め別つを及非下額市

七

ハ 口 イ
払

行 争 非 者 特 国 札 非 入 億 入 億 · 別 債 発 競 札 格 札 格 第 参 市 行 争 發 競 發 競 I 加 場	込 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 入 億 · 別 債 入 億 · 別 債 札 格 第 参 市 札 格 第 参 市 發 競 II 加 場	ハ 口 札 非 發 競 行 争 入
--	---	-------------------------------

円 千 百 七 円 二 九 円 十 兆 百 三 九 五 億 百 十 八 十 六 千 一 億 八 億 八 百 三 千 四 千 八 十 八 百 五 百 十 万 八 九 千 十 万 六 万	億 い に 関 國 財 億 い に 関 國 財 万 い に 関 國 財 五 い に 関 円 て 基 す る 政 円 て 基 す る 政 円 て 基 す る 政 億 て 基 す 、 づ る た 運 、 づ る た 運 、 づ る た 運 円 、 づ る 額 き 法 め 営 額 き 法 め 営 額 き 法 め 営 額 き 法 面 發 律 の に 面 發 律 の に 面 發 律 の に 面 發 律 金 行 第 公 必 金 行 第 公 必 金 行 第 公 必 金 行 第 額 し 二 債 要 額 し 二 債 要 額 し 二 債 要 額 し 二 で た 条 の な で た 条 の な で た 条 の な で た 条 千 利 第 發 財 千 利 第 發 財 七 利 第 發 財 二 利 第 八 付 一 行 源 九 付 一 行 源 十 付 一 行 源 兆 付 一 百 国 項 の の 百 国 項 の の 四 国 項 の の 九 国 項 二 債 の 特 確 六 債 の 特 確 億 債 の 特 確 百 債 の 十 に 規 例 保 十 に 規 例 保 四 に 規 例 保 五 に 規 二 つ 定 に を 一 つ 定 に を 百 つ 定 に を 十 つ 定
--	--

十
十
三
二

十
十
口
イ
一
發

九
八

二

の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 別 債 発 競
込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 、 入

入 價 發 札 格 行 行 發 競 價 行 争 格 日

替 札 格 行 行 發 競 價 行 争 格 日

低 行 争 非 者 特 国 入 價 · 別 債 札 格 第 参 市 發 競 II 加 場

額 入 價 · 別 債 札 格 第 参 市 發 競 II 加 場

(一) 年
は ○
、 募 ·
払 入 八
込 決 パ
金 定 ।
額 の セ
に 通 ン
加 知 ト
え を
、 受
次 け
の た
算 者

十 額 格 十 額 平 す 額 の 振 五 千
九 面 七 面 成 る の 記 替 万 八
錢 金 錢 金 二 。 整 載 法 円 百
額 以 額 十 数 又 の
百 上 百 五 倍 は 規 八
円 の 円 年 の 記 定 億
に そ に 一 金 錄 に 千
つ れ つ 月 額 は よ 七
き ぞ き 十 に 、 る 百
九 れ 九 日 よ 最 振 三
十 の 十 る 低 替 八
九 応 九 も 額 口 万
円 募 円 の 面 座
七 價 七 と 金 簿 円

式により算出する期日は、第2回の支払額を第1回の支払額に算入して算出する。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{21}{365}$$

(1)

発行時において、その

規下は期た期平
定、が金と成額けるがをじ額よに座も係るがを非発たにりつにのる所
す次そ銀額し、二年半額分出て載し得
所又算合居行金百算い記と所得
期及翌休支次五年半額分出て載し得
日び営業日払う算う式月二十日
に第業日につ十日間に當だよ
い六に當だよ
て号支たしり日
同に払たしり日
じおうる、算を
い（）と支出支
す（）て以き払し払

$$\text{額面金額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

初期利子

十五

後第
の二
利期
子以

るい日毎利てを年子、支六月をそ払月支の期二払日と十
う以し日。
。前、及
六各び
月支十
間払二
に期月
属に二
すお十

二 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
二 大 銀 金 三
十 臣 行 額 十
五 か 百 四
年 ら 円 年
一 通 に 十
月 知 つ 二
十 を き 月
日 受 百 二
け 円 十
た 日
者